



(@\_@:)

ご存知ですか…?

こんな事も虐待です。

# 障害者虐待防止法成立(2011, 6, 17)

法律の施行は2012年10月1日です。

この法律の目的は「障がい者の尊厳を守り、障がい者の自立及び社会参加を推進するために虐待を防止する事」です。

手をつなぐ 10月号に掲載された虐待の事例を考える…

## 事例A

生活保護ではないが生活費や弟の教育費で家計に余裕がなく、母親が知的障害のある長男の障害基礎年金を無断で生活費に充てているケース



## 事例B

通所施設にて、ある利用者に対して一定期間、施設内の職員が目を合わせない、話に取り合わないなどの無視を続けたケース



## 事例C

就労している受け答えが苦手な知的障害のある人に、企業の社長が「聞こえないなら聞こえるように話してやる!」と言ってその人の耳元で仕事上の指示を大声で張り上げるケース



## 事例D

ある特別支援学級の教諭が特定の児童をかわいがり、ひざの上に乗せたり、肩を抱いたりするなど、繰り返し体を触っていたケース



この法律でカバーされる分野は・・・①親(家庭) ②支援従事者(施設) ③使用者(職場)です。  
※学校や保育所などが直接対象とはなりません、学校長に研修の実施や相談体制の整備などを義務付けています。  
※この法律の大きな目的の一つは、親(養護者)に対する支援です。親の虐待を責める法律ではなく、虐待を認識してもらい、原因を除き、防止することです。

この法律の「虐待」とは・・・①身体的虐待 ②心理的虐待 ③性的虐待 ④ネグレクト(養護、保護の放棄) ⑤経済的虐待など対象です。

この法律は、手帳の有無は関係ありません。

## 『研修報告』

県育成会研修会に参加して

理事 高井 国夫

十月一日・二日の二日間、妙高高原赤倉ニューホテルで「新潟県手をつなぐ育成会会員研修会」が開催されました。県下各地から総勢八十人、三条地区からは米田美智子理事と西潟浩美評議員、私の三人が参加させていただきました。

一日目は「育成会の原点に立ち返って」と題して片桐宣嗣県育成会理事長(前日本育成会副理事長)から講演を頂きました。障がいに関する社会の考え方や制度の変遷等を含めた幅広い見地から育成会の歴史について詳しくお話を頂きました。特に「現実の障がいと社会の障壁、自立と社会参加・共生社会が夢」は印象に残った言葉です。二日目は六つの小グループに分かれ、座談会方式で①入会のきっかけ②現状とその評価③今後の方向等について話し合いました。「会の存在PR、会員の減少化、制度の理解と行政との連携グループホーム等の充実、後見人制度、就労・等々について活発な意見・情報交換、提言が行われました。初めでの研修会参加で「参加会員の生の声」と「育成会の歴史の重み」を肌で感じ取ることができました。感謝!感謝!です。